

令和4年流山市議会第1回定例会議案

2月17日招集
流山市

目 次

- 1 令和4年度流山市一般会計予算
- 2 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度流山市一般会計補正予算（第15号））
- 3 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度流山市一般会計補正予算（第16号））
- 4 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度流山市一般会計補正予算（第17号））
- 5 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度流山市一般会計補正予算（第18号））
- 6 令和3年度流山市一般会計補正予算（第19号）
- 7 流山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 令和4年度流山市介護保険特別会計予算
- 11 流山市民プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 令和4年度流山市国民健康保険特別会計予算
- 13 令和3年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 14 令和4年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
- 15 令和3年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 16 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 令和4年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
- 18 令和3年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 19 令和4年度流山市水道事業会計予算
- 20 令和3年度流山市水道事業会計補正予算（第3号）
- 21 令和4年度流山市下水道事業会計予算
- 22 令和3年度流山市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 23 流山市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改

正する条例の制定について

- 1 専決処分の報告について
- 2 専決処分の報告について
- 3 専決処分の報告について

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月17日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 子育て世帯への臨時特別給付金を支給するほか、小児への新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保及び国内用の新型コロナウイルスワクチン接種証明書の発行を行うに当たり、特に緊急を要したため、令和3年12月17日付けで令和3年度流山市一般会計補正予算（第15号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和3年度流山市一般会計補正予算（第15号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和3年12月17日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月17日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金を支給するとともに、市内私立保育所等の保育士等及び市内学童クラブの放課後児童支援員等の賃金の処遇改善を行うに当たり、特に緊急を要したため、令和4年1月13日付けで令和3年度流山市一般会計補正予算（第16号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和3年度流山市一般会計補正予算（第16号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和4年1月13日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月17日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 市民の自宅での飲食を喚起することによる新型コロナウイルス感染症拡大防止と市内飲食店の売上回復に向けた消費喚起を目的とした「流山市テイクアウト・デリバリー応援事業」（第4弾）を行うに当たり、特に緊急を要したため、令和4年1月20日付けで令和3年度流山市一般会計補正予算（第17号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和3年度流山市一般会計補正予算（第17号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和4年1月20日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月17日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種を前倒しして実施するための体制を確保するに当たり、特に緊急を要したため、令和4年1月31日付けで令和3年度流山市一般会計補正予算（第18号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和3年度流山市一般会計補正予算（第18号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和4年1月31日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 7 号

流山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
流山市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月17日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が廃止されることに伴い、引用条項の整理を行うためである。

流山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

流山市個人情報保護条例（平成14年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 8 号

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月17日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 管理職手当の上限額を引き上げるためである。

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項中「100分の16」を「100分の20」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の流山市職員の給与に関する条例（職務の級が8級である者に対する管理職手当の支給に係る部分に限る。以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の流山市職員の給与に関する条例（職務の級が8級である者に対する管理職手当の支給に係る部分に限る。）に基づいて実際に支給された管理職手当は、改正後の給与条例の規定による管理職手当の支給とみなす。

議案第 9 号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月17日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）の施行に伴い、土地の譲渡益の重課税制に係る減免等の措置として行う租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良宅地・優良住宅認定事務に係る規定から、同法第68条の69に基づく連結法人に係る規定を削除するなど所要の改正を行うためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成12年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第16の1の項中「、同法第63条第3項第7号イ又は同法第68条の69第3項第7号イ」を「又は同法第63条第3項第7号イ」に改め、同表の2の項中「、同法第63条第3項第5号イ又は同法第68条の69第3項第5号イ」を「又は同法第63条第3項第5号イ」に改め、同表の3の項中「同法第31条の2第2項第16号ニ、同法第62条の3第4項第16号ニ、同法第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は同法第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ」を「同法第31条の2第2項第15号ニ、同法第62条の3第4項第15号ニ又は同法第63条第3項第6号若しくは第7号ロ」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「改正法」という。）第3条の規定による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の7の2に規定する連結法人の連結親法人事業年度（同法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。）がこの条例の施行の日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。）における当該連結法人の短期所有に係る土地の譲渡等（改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の69第2項第1号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をいう。）に関する改正後の流山市手数料条例別表第16の1の項から3の項までの規定の適用については、これらの規定中「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法」と、同表の1の項中「第28条の4第3項第7号イ又は同法第63条第3項第7号イ」とあるのは「第68条の69第3項第7号イ」と、同表の2の項中「第28条の4第3項第5号イ、同法第31条の2第2項第14号ハ、同法第62条の3第4

項第14号ハ又は同法第63条第3項第5号イ」とあるのは「第68条の69第3項第5号イ」と、同表の3の項中「第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、同法第31条の2第2項第15号ニ、同法第62条の3第4項第15号ニ又は同法第63条第3項第6号若しくは第7号ロ」とあるのは「第68条の69第3項第6号又は第7号ロ」とする。

議案第 11 号

流山市民プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市民プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月17日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 東部市民プールを廃止するためである。

流山市民プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市民プールの設置及び管理に関する条例（昭和47年流山市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条の表東部市民プールの項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 16 号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月17日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行に伴い、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額について10分の5を乗じて得た額を減額するほか、被保険者の適用除外について定めるためである。

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成3年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 保険給付（第3条—第5条）」を
「第2章の2 被保険者（第2条の3） に改める。

第3章 保険給付（第3条—第5条）」

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 被保険者

（被保険者とししない者）

第2条の3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

第7条の3中「第20条第1項」の次に「並びに第20条の3第1項及び第3項」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第16条の2中「第20条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項」を「第20条第2項並びに第20条の3第2項及び第4項」に改め、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第16条の10中「読み替えて準用する同条第1項の規定により」を削る。

第20条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第20条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条又は第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて

得た額を控除して得た額とする（第3項に掲げる場合を除く。）。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第16条の5又は第16条の8」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第11条又は第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第16条の5又は第16条の8」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第2章の次に1章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第20条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 23 号

流山市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
流山市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月17日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 消防団員の報酬等の体系及び額を改めることにより、消防団員の処遇改善を図るためである。

流山市消防団条例の一部を改正する条例

流山市消防団条例（昭和53年流山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第2項中「手当」を「出動報酬」に改める。

別表第1中「消防団員の報酬表」を削り、同表中

「

区分	支給単位
団長	年額
副団長	年額
方面隊長	年額
分団長	年額
副分団長	年額
部長	年額
班長	年額
団員	年額

」

「

区分
団長
副団長
方面隊長
分団長
副分団長
部長
班長
団員

」

を

に改める。

別表第2中「手当の額」を「報酬の額」に、「火災出動手当」を「火災出動報酬」に、「1回7,000円」を「1日8,000円」に、「災害出動手当」を「災害出動報酬」に、「警戒出動手当」を「警戒出動報酬」に、「1回2,300円」を「1日2,500円」に、「訓練出動手当」を「訓練出動報酬」に、「会議等出席手当」を「その他出動報酬」に、「団長が主催する会議及び教育研修（訓練出動手当を支給する場合を除く。）に出席した者」を「会議、教育研修等への出席その他団長が必要と認める活動に従事した者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第2項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた出動報酬について適用し、同日前に支

給すべき事由が生じた出動手当については、なお従前の例による。

議案第 24 号

流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月17日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 計画人口の増加等に合わせ、給水人口及び一日最大給水量を改めるためである。

流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年流山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「203,000人」を「211,800人」に改め、同項第3号中「58,900立方メートル」を「64,400立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、水道法（昭和32年法律第177号）第10条第1項に規定する厚生労働大臣の認可のあった日から施行する。

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月17日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年12月9日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 学校教育部学校教育課の職員が公務のため、ヨークマート平和台店の駐車場において、公用車（市が賃借している自動車）で後進により出庫しようとした際、右後方の駐車場バリカーに車両右前方が接触し、当該バリカーを損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和3年11月1日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台3丁目1番地の10
（ヨークマート平和台店駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 流山市平和台3丁目1番地の10
株式会社ヨーク ヨークマート平和台店 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和3年12月9日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 132,000円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年12月17日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部高齢者支援課の職員が公務のため、公用車（市が賃借している自動車）を運転中に、後進で駐車するために一度前進したところ、右前方にあった境界標のコンクリート杭に右前のバンパーが接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和3年10月11日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市小屋525番地先 |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市中央区新町一丁目17番
三菱オートリース株式会社 千葉支店 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和3年12月17日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 28,600円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年12月27日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 流山市中央消防署の職員がポンプ車で同署から出向する際、その敷地内で当該車両を前進させた後停車し、所用のため当該車両を離れたところ、サイドブレーキの引きが十分でなかったため、当該車両が前進し住宅のブロック塀に衝突した際に道路の縁石を破損したことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和3年5月28日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市中央消防署前県道 |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県東葛飾土木事務所長 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和3年12月27日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 11,000円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年12月27日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 流山市中央消防署の職員が、公務のためはしご車を運転し信号を右折したところ、信号待ちで停車中の相手方車両と接触したことによる当該相手方車両の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和3年10月3日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市後平井113番1地先 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和3年12月27日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 806,110円 |

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月17日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する道路上で発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年12月20日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する道路のアスファルト舗装に穴が生じており、相手方が所有し、運転する車両が通過したところ、当該車両の右前輪を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和3年9月23日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市名都借179番1地先
（市道83001号線） |
| 4 | 相 手 方 | 柏市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和3年12月20日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 27,434円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年12月20日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する道路のアスファルト舗装に穴が生じており、相手方が所有し、運転する車両が通過したところ、当該車両の左前輪を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和3年10月19日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市西深井805番地先
（市道201号線） |
| 4 | 相 手 方 | 野田市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和3年12月20日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 7,975円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年12月22日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する道路のアスファルト舗装に穴が生じており、相手方が所有し、運転する車両が通過したところ、当該車両の左前輪を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和3年11月15日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市深井新田100番3地先
（市道02087号線） |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和3年12月22日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額9,091円のうち、4,546円を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 4,546円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年12月28日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する道路上を相手方が所有し、運転するロードバイクが通過した際、当該市道のアスファルト舗装の破片により、当該バイクの前輪ホイールの側面を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和3年9月23日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市西深井768番1地先
(市道03174号線) |
| 4 | 相 手 方 | 埼玉県吉川市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和3年12月28日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額15,075円のうち、6,030円を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 6,030円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月17日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 事 件 名 | 土木部道路管理課の職員が、公務のため市が管理する道路脇の草刈り作業中、相手方が所有し、運転する車両が通過した際に、当該草刈り作業による飛び石が当該車両の右後部ドアのガラスに当たり、当該ガラスを全壊させたことによる物損事故 |
| 2 発 生 年 月 日 | 令和3年11月24日 |
| 3 発 生 場 所 | 流山市前ヶ崎209番2地先
(市道249号線) |
| 4 相 手 方 | 茨城県土浦市小松ヶ丘町4番46号
学校法人土浦日本大学学園 |
| 5 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 和解成立年月日 | 令和4年1月17日 |
| 7 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 損 害 賠 償 額 | 50,820円 |

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月17日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する施設内で発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月31日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する新型コロナウイルスワクチン集団接種会場駐車場内において、スピードバンプと周辺の陥没箇所を相手方が運転する車両が通過したところ、当該車両の車体底部の損傷及び部品を落下させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和3年9月2日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大字鱒ヶ崎1660番地
(旧東洋学園大学流山キャンパス内) |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和4年1月31日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 709,801円 |